

議 第 1 3 号 議 案

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書の提出について
「土地利用規制法」の廃止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則
第13条の規定により、提出します。

令和3年6月18日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書

第204回通常国会において、自衛隊・米軍の基地周辺や国境離島の土地取引を規制する「土地利用規制法案」が政府によって国会に提出され、可決、成立した。

同法によると、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の基地、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周囲約1キロと国境離島を「注視区域」に指定できると明記し、区域内では土地所有者の国籍などを調べるため、住民基本台帳などの提供を自治体に求める権限を認めている。その結果、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」や、その「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を出し、応じない場合は懲役2年または罰金200万円の罰則を科す。「注視区域」のうち司令部やミサイル迎撃拠点の周辺など特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、土地・建物の売買に事前の届け出も義務付けている。

政府は、法案提出の理由に北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入したことなどを挙げたが、このことが一部メディアで取り上げられるようになったのは十数年も前のことである。防衛省は2013年度から20年度にかけて2度にわたり、全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を対象に、約6万筆、8万人近くの所有者らを調査しているが、外国人の所有とみられる土地が7筆確認されたものの、「これまで防衛施設周辺における土地の所有等により自衛隊や米軍の運用等に具体的に支障が生じるような事態は確認されていない」（4月15日の参院外交防衛委員会、土本英樹防衛省整備計画局長）と答弁している。

しかも同法の重大な問題は、「どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分をすべて政府に白紙委任している」（5月11日、衆院本会議答弁）ことである。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどんな調査・規制を行うのか具体的なことは同法に全く書かれておらず、政府の裁量任せとなっていることである。調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がるおそれも否定できない。

基地周辺住民は軍用機の事故や爆音、環境汚染、軍関係者の犯罪などの被害に苦しめられている。特に沖縄の住民は米軍の占領により住んでいた土地を奪われ、基地周辺での暮らしを余儀なくされてきた。そうした住民を監視対象にするなどあってはならない。

よって、富士見市議会は、政府に対し、憲法が保障する基本的人権と民主主義、地方自治を侵害する恐れが強い「土地利用規制法」については、直ちに廃止にするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
総務大臣	武	田	良	太	様
法務大臣	上	川	陽	子	様
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	様
環境大臣	小	泉	進	次郎	様
防衛大臣	岸	信	夫	様	
内閣官房長官	加	藤	勝	信	様